

## 宮崎市景観アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の良好で魅力ある景観の形成を推進し、地域の特性を活かした景観づくりを支援するため、宮崎市景観アドバイザー(以下「アドバイザー」とする。)の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 市長は、建築、色彩・デザイン、ランドスケープ、まちづくり活動等に関する分野において、豊富な実務経験と知識を有する者をアドバイザーとして委嘱することができる。

2 市長は、アドバイザーの委嘱後、宮崎市景観アドバイザー名簿に登録することとする。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は、委嘱をした日から2年とし、再任を妨げない。

(アドバイザーの公表)

第4条 市長は、登録したアドバイザーの氏名、専門分野、経歴等を公表するものとする。

(アドバイスの対象)

第5条 アドバイスの対象は、次に掲げる事項とする。

- (1) 周辺景観へ影響を与える大規模な建築物、公共施設等の色彩・デザイン等に関する事項
- (2) 景観形成上、配慮が求められる建築物、工作物、広告物等の色彩・デザイン等に関する事項
- (3) 市民、事業者等が行う景観まちづくり活動に関する事項
- (4) その他景観形成に必要な事項

(アドバイザーの業務)

第6条 アドバイザーは、前条に掲げる事項に関して専門的知識によるアドバイス等を行うものとする。

2 アドバイザーは業務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(実施依頼)

第7条 市長は、建築主等の同意の上、宮崎市景観アドバイザー実施依頼書(様式第1号)により、適当と認めるアドバイザーにアドバイスの実施を依頼することとする。

2 市長は、前項の依頼について、アドバイザーの承諾を得た後、宮崎市景観アドバイザー実施計画書(様式第2号)により、建築主等(設計者、施工者を含む。)へ連絡する。

(実施)

第8条 市長は、前条のアドバイスが適切に行われるよう、必要となる図書等をアドバイザーに提出しなければならない。

2 市長は、当該アドバイスの実施において、建築主等に立会いを要請することとする。

3 建築主等は、第1項に関わる図書等を市長に提出しなければならない。

(実施報告)

第9条 市長は、当該アドバイス終了後すみやかに、当該アドバイスの内容を記した宮崎市景観アドバイザー実施報告書(様式第3号)を作成し、建築主等に報告しなければならない。

2 市長は、必要に応じて、前項の実施報告書に関し必要となる資料等をアドバイザーに求めることとする。

(審議会への報告)

第10条 市長は必要に応じて、宮崎市景観条例第26条第1項に規定する宮崎市景観審議会に当該アドバイスの結果等を報告するものとする。

(謝金及び費用弁償)

第11条 市長は、予算の範囲内において謝金、その他の費用弁償を行うものとする。

(庶務)

第12条 アドバイスの実施に関する庶務は、都市整備部景観課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めることのほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成24年4月1日から施行する。